

随意契約の契約締結後の公表

平成 25 年 4 月 1 日

沖縄県土木建築部沖縄県ダム事務所がシルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、下記のとおり地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を行いましたので、沖縄県財務規則第 137 条の 3 の規定により契約の締結状況を公表します。

記

役務の提供を受ける契約の名称	契約の内容	契約締結日	契約期間	随意契約を行った理由	契約の相手方の選定基準	契約の相手方の決定方法	契約金額
倉敷ダム周辺管理業務委託	沖縄県が管理している倉敷ダムの管理業務の一環として、次の業務を行う。 (1) 芝生地内の草刈り (2) 樹木（低木）のせん定 (3) 場内点検 (4) 施設内トイレ及び園路の清掃 (5) 管理棟及び展望タワーの清掃 (6) 管理棟及び施設内の維持管理 (7) その他監督職員が依頼する事項	平成 25 年 3 月 29 日	平成 25 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで	本業務は、シルバー人材センターにおいて履行可能なものであり、高年齢者等の雇用の安定促進に寄与できる。また、シルバー人材センターは、公共性、公益性の高い公益社団法人であり、営利を目的とした活動を行っていないため、シルバー人材センターと契約することは経済的に有利である。	役務の提供を受ける場所(沖縄市及びうるま市)に所在する地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当するシルバー人材センターであること。	見積書を取り、見積書に記載された金額が予定価格の範囲内であるかの確認を行って契約した。	32,082,876 円